

意 見 書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、笠岡市議会の議員定数を18人に改正するよう求める直接請求がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり意見を付します。

この度、市民から提出された直接請求の要旨は、笠岡市議会基本条例第25条第2項に基づき、笠岡市議会議員の定数を20人から18人に減員するよう求めるものであり、その理由として、様々な分野で予算の削減、縮減が行われている中、議員定数を削減し、福祉的、文化的な日常生活に資する財源を確保すべきとしています。

これまで、本市市議会議員の定数につきましては、平成30年12月定例会において、20人とする条例改正がなされ、令和2年4月の笠岡市議会議員選挙から適用され、現在に至っており、去る3月市議会定例会においても、議会・行政改革調査対策特別委員会で調査検討報告書をまとめられるなど、様々な議論を重ねていただいていることは、十分承知しております。

一方で、この度の請求につきましては、地方自治法上必要とされる有権者数の50分の1である744人を大きく上回る2,426人、有権者総数の約6.5パーセントに当たる方々の連署をもって請求がなされたものであり、この請求のもつ意義の大きさを真摯に受け止めております。

地方議会は、住民の代表機関で、住民全体を代表する機関であるとされており、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約といった機能を有する機関であり、この機能を十分に発揮するための本市議員定数の在り方に関するものとなりますので、慎重に御審議いただき、適切な御判断をお願いしたいと考えております。

令和8年5月7日

笠岡市長 栗 尾 典 子